

○議長（小林哲雄）

それでは、細部説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

それでは、予算書をご用意ください。最初1ページ目をお開きください。

議案第11号 平成26年度開成町一般会計予算。

平成26年度開成町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億6,482万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4、条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算、歳入です。1款町税から4ページ、20款の町債まで、また、5ページ、歳出に移りまして、1款議会費から6ページの13款予備費まで、歳入歳出とも総額49億6,482万9,000円の予算額としてございます。

7ページをお願いします。第2表、債務負担行為です。事項、開成町土地開発公社に係る債務保証。期間、平成26年度、限度額5億円。例年どおりの設定でございます。

地籍データ管理支援システム賃借料、期間、平成27年度から平成31年度まで。限度額447万2,000円。現在使用しているシステムの賃借期間が、この5月で満了となります。機器を更新し、新たなシステムの賃借料について、翌年度以降の分の限度額を設定します。

町村共同システム用端末等第3次増設賃借料、期間、平成27年度から平成31年度まで。限度額382万1,000円、同システムの機器について追加してリースとします。

小水力発電設備購入費、新エネルギー利活用推進事業として、あじさい公園東側水路に発電設備を設置しますが、この設置は県企業庁が整備しまして、その後、町が10年の分割で譲渡を受ける形をとります。この後年度負担分の限度額設定となります。

防犯灯LED化ESCO事業サービス料、期間、平成27年度から平成36年度まで、限度額4,471万2,000円、ESCO事業を利用し、町内約1,500基の防犯灯をLED化します。これによります省エネ効果等からサービス料として、事業者へ支払いを行います。その後年度負担限度額設定でございます。

8ページに移ります。第3表、地方債です。起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億2,000万円、同じく町道改良債2,090万円、グリーンリサイクルセンター整備事業債510万円、町民センター整備事業債2,870万円、合計3億7,470万円。利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続いて、一般会計予算に関する説明を歳入から順次させていただきます。別刷りの歳入歳出事項別説明書とこの予算書を併用して、簡単なところは適宜省略しながら説明させていただきます。

予算書では、12、13ページ、説明書では2ページ、3ページ、こちらをお開きください。

#### ○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、一般会計歳入について、ご説明いたします。款町税、項町民税、目個人、節現年課税分でございます。均等割につきまして、説明になりますが、その年の1月1日現在で住民登録、または居住しているものの前年中の給与などの所得に応じて課税される個人住民税の均等割分でございます。税額は年額3,000円となっております。

また、平成26年度から平成35年度まで復興増税分といたしまして年税額に500円分が上乗せされてございます。

課税対象者7,988人に徴収率99%を乗じまして積算をしてございます。復興増税分も含めて対前年度比475万2,000円の増額を見込んでございます。

次に所得割、こちらにつきましても、その年の1月1日現在で住民登録又は居住している者の、前年中の給与などの所得に対して課税される個人住民税の所得割分でございます。税率は課税標準の100分の6でございます。

また、ちょっと記載がございませんが、景気回復や課税対象者の増を見込んで、対前年度比といたしまして2,691万6,000円の増を見込んでございます。

次に、分離譲渡、こちらにつきましても、前年度に土地、建物、株式などの資産の譲渡により生じる所得に対して課税される個人住民税でございます。他の所得とは分離されて課税されますので、このような表現となっております。

税率は長期譲渡所得は課税標準額の3%、短期譲渡所得5.4%、株式等は1.8%となっております。前年と同額を見込んでございます。

滞納繰越分については、個人住民税の滞納繰越分の計上となっております。

次に、法人町民税の現年課税分でございます。均等割学、均等割額につきましても、

町内に事務所や事業者がある327法人従業員数、資本金等により課税するものでございまして、均等割額で次の9区分で構成をされてございます。税率、税額等につきましては、記載のとおりでございます。対前年度比56万円の増を見込んでございます。

次に、法人町民税の法人税割になります。こちらにつきましては、町内に事務所や事業所がある法人の法人税額に基づき課税される法人町民税でございます。法人税割の税率は、資本金等の金額が10億円以上の法人及び相互会社につきまして14.7%の税率、5億円以上10億円未満の法人13.5%、5億円未満の法人及び資本金・出資金を有しない法人につきましては12.3%、前年度当初は9,000万円の予算計上でしたが、中堅各社の減収等により、平成25年12月に5,000万円への減額補正を行ってございます。景気回復と法人税割の連動が微妙なため、平成25年度決算見込みの数字を予算額として計上してございます。対前年度比4,000万円の減額となっております。

滞納繰越分につきましては、法人町民税の滞納繰越分でございます。

次に、項固定資産税、目固定資産税、節現年分でございます。土地につきまして、1月1日現在の現況地目により課税標準を算定し、課税標準の1.4%が固定資産税となっております。1万5,893筆で424万3,000平米分となっております。

この中で小規模住宅用地200平米までの分が6分の1課税となっております。5,792筆、87万3,000平米分、その他の住宅用地といたしましては、3分の1課税となっております。2,910筆、43万6,000平米分でございます。

ここ数年続いていた地価下落が落ちついてきたことと経過措置の廃止などで対前年度比247万6,000円の増を見込んでございます。

次に家屋でございます。1月1日現在に存在する家屋の課税標準額に税率1.4%を乗じて計算されてございます。5,980棟分でございます。

新築後、専用住宅については3年もしくは5年間2分の1の軽減措置が適用される。というものがございます。こちらにつきましては、120平米分についての減額措置でございますが、3年輕減のものが263棟、5年輕減のものが226棟を予定してございます。こちらにつきましては記載がございませんが、新造分が89棟、軽減終了や、滅失などを考慮し、対前年度比といたしまして1,021万2,000円の増を見込んでございます。

次に、償却資産でございます。工場、事業所等が1月1日現在所有いたします有形固定資産の課税標準額に税率の1.4%を乗じて計算したものでございます。332工場、事業所等の分になってございまして、こちらにつきましては、中堅企業等の撤退等もあったわけですが、アベノミクス効果も町内企業の設備投資にはつながっておりませんので、対前年度比といたしまして、774万円の減額を見込んでございます。

次に、同じく償却資産の一部となりますが、配分資産のものについてご説明いたし

ます。地方税法第389条の規定により、二以上の市町村に係る固定資産税は道府県知事が、又道府県に係るときは総務大臣が価格等を決定し配分するものとなっております。県知事配分は2事業所、総務大臣配分は6事業所となっております。その内訳といたしましては、ご覧のとおりでございます。

また、対前年度比といたしまして、92万円の微増を見込んでございます。滞納繰越分につきましては、固定資産税の滞納繰越分を計上してございます。

1ページおめくりください。国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。これの現年度分となっておりますが、こちらにつきましては、交付金のみということでございます。国有資産等所在市町村交付金法第2条に規定する資産に対し、前年の3月31日を基準日といたしまして、その資産が所在する市町村に交付されるものでございます。

神奈川県企業のものにつきまして、11万5,000円ほどの交付金でございます。こちらにつきましては、償却資産が主な内容となっております。また、関東財務局からは4万3,000円の交付金がございますが、こちらにつきましては、土地が見込まれているところでございます。

なお、今年度決算見込みとなる金額について、こちらの予算計上とさせていただきます。

次に、項軽自動車税、目軽自動車税、節現年度分でございます。原動機付自転車につきまして、町税条例第28条に規定する当該年度の4月1日現在で登録されている原動機付自転車に係る軽自動車税でございます。こちらにつきましては、二輪のもので、総排気量が50cc以下、それから、50cc～90cc、91cc～125ccということで、ご覧のような台数と金額となっております。

また、三輪以上のもので総排気量が20ccを超えるもの、又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの、こちらにつきましては、ご覧のとおりで計上させていただきます。

対前年度比といたしまして5万8,000円の増を見込んでございます。

次に、軽自動車の説明をさせていただきます。町税条例第28条に規定する当該年度の4月1日現在で登録されている軽自動車に係る軽自動車税の中で、軽二輪車が248台分、59万5,000円でございます。また、四輪以上のうち、軽四輪乗用の営業、軽四輪乗用の自家用、軽四輪貨物の営業、軽四輪貨物の自家用等につきましては、ご覧のような台数と金額になってございます。

また、こちらの軽自動車税につきまして、対前年度比を131万4,000円の増で見込んでございます。

次に小型特殊自動車につきましては、同じく税条例の28条に規定いたします基準日、4月1日で登録されている小型特殊自動車に係る軽自動車税でございます。

農耕作業車が125台で20万円分、その他の小型特殊自動車が14台で6万5,000円分、対前年度比で1万4,000円の増を見込んでございます。

次に、小型二輪車、こちらにつきましては、町税条例の28条に規定してございま

す軽自動車税でございますが、総排気量が250ccを超えるものとなっております。217台で86万8,000円の金額を見込んでございます。一応こちらにつきまして、対前年度比といたしまして4万円の増を見込んでございます。

滞納繰越分につきましては、軽自動車税の滞納繰越分でございます。

次に、項町たばこ税、目町たばこ税、節現年分でございます。こちらにつきましては、町内で消費されるたばこに課せられる町たばこ税でございます。税額は1,000本当たりに対するものとなっておりますが、旧3級品以外の紙巻たばこといたしまして5.262円で、本数といたしまして1,979万7,593本、税額にいたしまして1億417万5,000円を見込んでございます。また、旧3級品の紙巻たばこにつきましては2.49円で75万1,680本、こちらで税額にいたしまして187万5,000円を見込んでございます。

国の地方財政計画では、5.2%の減を見込んでおりますが、町の決算見込み等から推計し、238万4,000円の増を計上してございます。

#### ○財務課長（加藤順一）

地方譲与税、地方揮発油譲与税でございます。国税として徴収される地方揮発油税の全額の100分の42を、これを市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものでございまして、前年と同額を計上してございます。

自動車重量譲与税です。国税として徴収される自動車重量税の3分の1を市町村の道路延長、面積に応じて交付されておりましたが、平成22年度から暫定税率の2分の1を軽減する措置がとられているため、地方に負担がかからないようにということで、自動車重量税の1,000分の407が交付されることとなっております。エコカー減税等の影響で年々税収は下がっていることから、400万円の減として計上してございます。

#### ○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、利子割交付金でございます。こちらにつきましては、預金利子に課税される県民税の一部が県民税の割合に応じて町に交付される交付金でございます。15%が国税、5%が県民税、県収納額から1%を控除した残額の5分の3を県民税の額に按分され、県から町へ交付されるもので、今年度26年度につきましては、前年度と同額を見込んでございます。

次に、配当割交付金でございます。上場株式などの配当に係る税金の一部を財源といたしまして、県が一定の基準により町へ交付する交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額に按分して町へ交付されるものでございます。

地方財政計画の伸びを考慮し、100万円の増を見込んでございます。

次に、株式等譲渡所得割交付金でございます。株式などの譲渡により生じた所得に係る税金の一部を財源といたしまして、県が一定の基準により町へ配分する交付金で、県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額に按分して町へ交付されるものでございます。

地方財政計画の伸びを考慮し、50万円の増を見込んでございます。

○財務課長（加藤順一）

地方消費税交付金です。県収納額の2分の1を国勢調査人口、事業所・企業統計調査の従業員人口に応じて市町村に4期分けて交付されるものでございます。国の見込みでは平成25年度の見込額に対して12.7%の伸びという見込みを出してございますが、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税分の税率は、1%から1.7%に改定されることになってございますが、消費税が国に納付され、また県を経由し、町に交付されるまでタイムラグがありますことから、増税分の1年分がそのまま本年度の増収とはなりません。前年度予算額に社会保障の財源として見込まれる額を加えまして、前年度比3,000万円の増としてございます。

自動車取得税交付金です。県収納額の66.5%が市町村の道路延長、面積に応じて交付されます。平成26年4月から税率が現行の5%から一般自動車3%、軽自動車2%に改定されることから、前年度予算額に対し、200万円の減としてございます。

次のページをお願いします。地方特例交付金です。減収補てん（住宅ローン減税分）特例交付金です。所得税から住民税への税源移譲により所得税から控除しきれない住宅ローン控除分を住民税から控除いたします。町民税算定のうち、これに相当部分を見込んでございます。前年度比505万7,000円の増としてございます。

地方交付税、特別交付税です。地方交付税のうち6%分が、普通交付税で算定しきれない特別な財政需要や過大な財政収入積算などに対応して交付されます。前年同額を見込んでございます。

普通交付税です。基準財政収入額に算入される税収等の増が見込めないため、引き続き普通交付税が交付される見込みでございます。前年度比1,000万円の減としてございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、交通安全対策特別交付金でございます。交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資とし、道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付される。交付実績としては前年度より減を予定してございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、分担金及び負担金、民生費負担金でございます。まず、児童措置費保護者負担金現年度分でございます。これは保育料の保護者負担分で、平成26年度の延べ入所見込児童数を3,749人、1か月平均312人で見込んでございます。

次に一つ飛ばしまして、3番の放課後児童利用保護者負担金現年度分でございます。放課後児童クラブ、学童保育の利用者の保護者負担金でございます。小学校区ごとに実施しており、月平均143人、1年生53人、2年生49人、3年生41人の利用者数を見込んでございます。

○環境防災課長（田中栄之）

続きまして、2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金、細節1生ごみ処理器設置

費負担金でございます。平成24年度より開成町生ごみ処理器設置推進事業を実施しております。こちらは一般家庭に処理器の設置を行います。設置者に処理器等初期費用の一部をご負担いただくもので、合計20台の設置補助を予定しております。以上です。

○教育総務課長（井上 新）

続きまして、教育費負担金、説明欄、のびのび子育てルームの事業利用保護者負担金、80名を見込みまして、2,000×11カ月の利用料でございます。

○財務課長（加藤順一）

申しわけございません。4ページに戻っていただきまして、一番最後の自動車取得税交付金の説明書き、前年度に対して200万円の減としたと書いてございますが、申しわけございません。これは700万円の間違いでございます。訂正させていただきたいと思っております。

続きまして、もう一つ訂正がございます。その次の6ページの一番上、減収補てん（住宅ローン減税）特例交付金の分でございますが、これも前年度比505万7,000円のところ、100万円ということをお願いしたいと思っております。申しわけございませんでした。5057が100になります。1000になります。

では、続けさせていただきます。使用料及び手数料使用料、総務使用料、総務管理使用料の4、自動販売機設置料でございます。開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づきまして、自動販売機設置に伴う使用料を徴収してございます。役場庁舎と町民センターに設置する9台分を見込んでございまして、8,800円に電気代3万6,000円を加えたところ、さらにこれの9台分ということで、前年度同額を見込んでございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

その下、5、公有地使用料です。開成駅前連絡所に設置しているデジタルサイネージの公有地使用料でございます。

○産業振興課長（池谷勝則）

続きまして、目商工使用料になります。細説の1、瀬戸屋敷使用料になります。瀬戸屋敷母屋、土蔵ほかの施設使用料ということで、母屋275時間相当、土蔵42時間相当、それ以外にひな祭りの16日間、あじさい祭の9日間を見込んでおります。

続いて瀬戸屋敷駐車場使用料、こちらにつきましては、あじさい祭期間中の瀬戸屋敷駐車場の使用料で、今年の実績588台分を見込んでおります。

○財務課長（加藤順一）

次に土木使用料です。住宅使用料、町営住宅使用料現年度分。町営住宅使用料としまして、四ツ角団地7戸、円通寺団地16戸、河原町団地24戸、計47世帯分の徴収を見込んでございます。前年度比63万2,000円の増でございます。

次、町営住宅使用料滞納繰越分でございますが、前年度までの未納分の徴収見込額を計上してございます。滞納繰越額は年々減少してございまして、前年度比31万1,000円の減としております。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

続きまして、土木管理使用料、1、道路及び水路占用料。開成町道路占用料徴収条例・開成町水路及び認定外道路に関する条例の施行に伴います、道路及び水路等の占用料の徴収です。道路占用としましては35件、水路等占用は188件を予定しております。

○教育総務課長（井上 新）

少し飛びまして、教育使用料の幼稚園使用料、幼稚園保育料現年度分でございます。幼稚園保育料5,500円×12カ月×195人の分でございます。

それと一つ飛びまして、預かり保育料、幼稚園預かり保育料といたしまして500円×7人×140日を見込んでおります。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

続きまして、4節保健体育使用料、細節1、夜間照明使用料でございます。こちらにつきましましては、文命中学校、開成南小学校の夜間照明使用料となっております。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

項手数料、目総務手数料、節総務管理手数料の細節1、放置自転車等移動保管手数料。放置禁止区域等における自転車の移動保管手数料で、20台を見込むものでございます。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。節町税手数料、細節書証明手数料、こちらにつきましましては、町手数料徴収条例の規定により発行する税等諸証明に係る手数料でございます。諸証明手数料といたしまして3,000件、専用住宅証明が80件を見込んでございます。

次に、細節2、督促手数料でございますが、こちらにつきましましては、各種税の納期内納付がなかった方に対して発行する督促状の手数料として2,000件を見込んでございます。

次に、節戸籍住民手数料、1、戸籍手数料でございますが、こちらにつきましましては、戸籍、除籍、改製原簿・抄本等発行手数料でございます。3,150件を見込んでございます。

次に、住民基本台帳手数料でございますが、こちらにつきましましては、住民票発行手数料となっております。8,000件。それと住基ネットのICカードの発行手数料といたしまして、100件を見込んでございます。

次に、3、印鑑証明手数料といたしまして、印鑑証明発行の手数料6,200件を見込んでございます。

○環境防災課長（田中栄之）

続きまして、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料、細節1、し尿処理手数料現年度分、こちらはし尿処理の手数料で最大予定としましては106件×6期分の徴収見込額でございます。

2、し尿処理手数料滞納繰越分、こちらはし尿処理手数料の滞納繰越分となっております。

ざいます。

3、粗大ごみ収集手数料、家庭から排出されます粗大ごみの収集処理に関する手数料で、2, 256個を見込んでございます。

4、犬の登録等手数料、狂犬病予防法に基づきます事務に係る手数料としまして、犬の新規登録申請手数料、注射済票交付手数料、鑑札等再交付手数料、注射済票再交付手数料となっております。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

続きます、目土木手数料、節土木総務手数料の2節路面復旧事務手数料です。こちらにつきましては、平成25年度まで占用料徴収事務手数料というふうな形で予算計上していましたが、占用料金徴収ではなくて、占用料に基づく路面復旧に伴う手数料という形の中で、こちらの名前を書いております。内容につきましては、開成町道路占用等規則に基づく占用許可申請事務手数料ということで、1, 000円×42件を予定しております。

続きます、都市計画手数料、3節屋外広告物許可申請手数料。神奈川県屋外広告物条例に基づく屋外物許可申請手数料、3年で許可期限を迎える広告料の継続申請、件数としては33件を予定しております。